

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 2 7 号

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年瀬戸市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(葬祭補償) 第 1 8 条 団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>3 3 万円</u> に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第 1 8 条 団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>3 1 万 5, 0 0 0 円</u> に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瀬戸市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 1 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた瀬戸市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。

）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の瀬戸市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。